

# 広報ごじょうめ

発行所 秋田県五城市目町役場 編集課 電話(018876)代 2100番  
印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 (一部五円)  
郵便番号 018-117 毎月1日・15日発行

AM3知識V

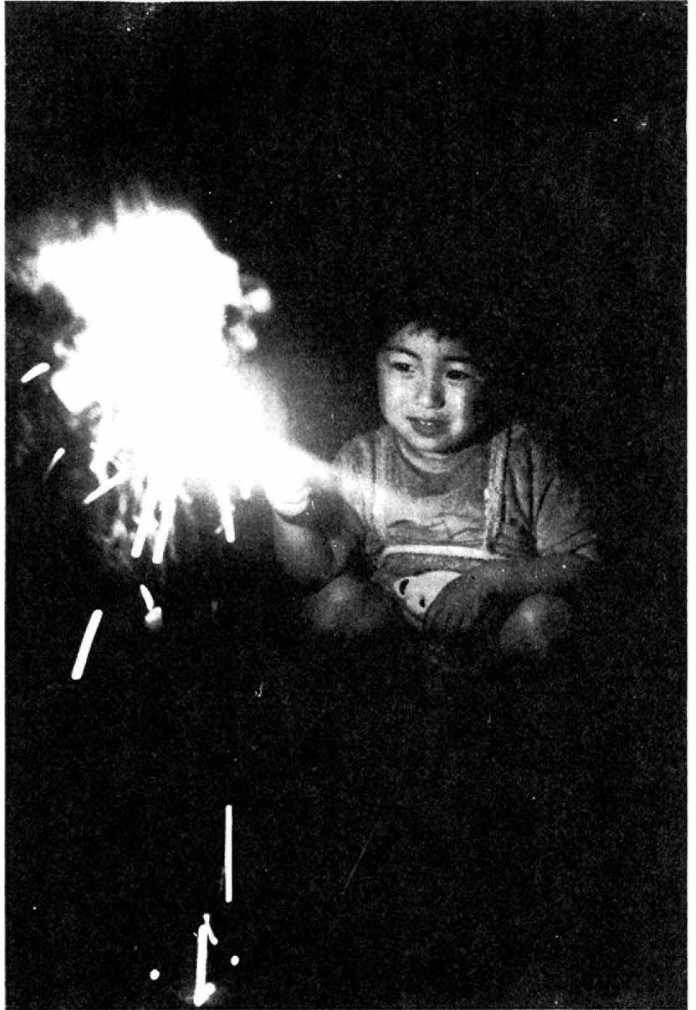
海の漁前産多難

日本を阻む海が汚染されて、厚生省では一週間における魚の摂取許容量を発表せざるを得ない事態に追い込まれている。一九七二年四月の漁業白書では漁獲量(クジラを除く)は史上最高の九三万トンで、初めて九百万トン台にのびた。内容はスケソウダラ、サバの伸びが著しく、四〇%を占めている。水産物の生産地価格は、六五年を一〇〇として、七〇年は一五・三%になり、消費者価格は一五・七・四%になっている。就業者は五五万人で前年比四%減。一五才/三九才の男子の減りが激しく、婦女子の就業率が大きくなって、水質汚濁と開発途上国の追い上げと資源的制約が重なり前途多難と結んでゐる。

「ドッカン」夏の夜空にこだまする雄壮な爆音と、いとろりと光と煙のフアンタジー花火。驟先の線香花火からショーとして、その上で花火、仕掛花火など、これからは夏の風物詩「花火」の季節である。その由来は遠く天文(一五四三年)年間といわれ記録は天正時代にあらわれたとして、  
今でこそ花火は観光用のショーとして、その道の達人が腕を競い合っているが、わが国の盛夏の代名詞ともなっている両国の川開きの花火は、享保一六年(一七三一年)全国的な凶作と江戸の疫病流行で多くの死者が出たため、幕府は慰霊と悪疫退散をかねて水神祭をおこなった。その時兩岸の水茶屋連中が、余興として献上した花火がそもそものはじまりといわれ、夏の夜を華かにいろどる陰には、人間の悲しい歴史と祈りが秘められていたのである。日本の花火産業は、手先の器用なところから、色火の配置、変化など世界では例がないといわれるくらい

## 夏の風物詩「花火」 — 子どもの火の取扱いに注意を —

発達し、玩具花火は打上げ花火とともに諸外国に輸出されているほどである。  
「きれいなものにトゲが」と花火もその例外ではない。毎年数つとした不注意で花火工場が爆発し、長い年月において相当数の犠牲者を出している。打ちあげられる花火が美しいだけに痛ましい。  
玩具用花火は、子どもが火を取り扱う機会を多くする。この町ではそれが大火につながった苦い経験がある。昭和三四年五月三日小倉部落の火事で、住家一〇棟、非住家四棟が灰と化している。教訓としてはあまりに犠牲が大きかった。子を持つ親はくれぐれも花火の取り扱いに注意してほしい。江戸時代後期には、町中において、鼠火、流星の花火をあげてはならない触れを出している。  
美しいものとおそろしいもの共通性は今も昔も変わらない性格をもっているようだ。



写真は花火を楽しむ子ども

△広報サロンV

失われる農民の連帯感

高崎 館岡 和 二



昨年 あたり から田 植風景 が、早 乙女か らウナ リをあ

る機械に変わりはじめている。農機具の中で最も開発がおくれている田植機が、いよいよ実用向きに改善され普及はじめたからである。稲作経営の場合農機依存度が、四十二年の六〇%から四十六年の二八%に低下しており、農外収入により多くのウエイトを付けている農家の現状からみれば、確かに短期間に処理ができて管理もし易いし、手植とは比較にならないほどの能率であるなど、健康上からいってもはかり知れない成果があると思われる。  
私はこの時代の流れに逆らう気持は、いさかもち合せないが、今までの田植には一種の楽しみがあった。部落中が各々のグループに別れておこなう唯一の協同作業であつたため、農家の仲間意識がお互いに助け合つていく心の通いがあつた。男も女も情報交換の場として、苦しみや悲しみ、子ども達の種に事かない毎日で、農作業の苦しみを超える解放感があつた。  
新しい嫁さんは、その部落や風土を知る最もよいチャンスであるともて、自分を無言の中にとくませていく機会にもなつた。来る年の五月にまたまたの中をはいの機械が無表情にたたまたの中をはいの機であるうが、私は農民の唯一の絆であつた田植期の連帯感が削れ去つていくやうで、年がいくもなく感傷的な涙しさを味つてい

### 六月定例議会

## 都市児童公園築造など原案どおり可決

### おり可決

五城目町議会は去る十九日招集され、町長の報告ならびに施設説明終了後二日間わたる一般質問などあり、二十三日、五城目町課室設置条例の一部改正する条例の制定など八件、原案どおりの可決をみて全日程を終了した。

なお紙面の都合で、施設説明、一般質問を割愛しこのたび議決された内容をおしらせします。

### 統計と広域市町村圏の調整事務は企画管理室で取扱う

#### 議案第二十九号

### 課室設置条例の一部改正

統計に関する事務は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想は、各種統計資料から推計されることが多いものであるが、これらの資料の利用度と資料の収集業務との関係から、統計に関する業務を現在の総務課の分掌から企画管理室へ移管する。

次に広域行政に関しては、生活関連施設の広域化による周辺広域市町村圏が設定されたので、その連絡及び調整事務の分掌を企画管理室とする。

#### 議案第三十号

### 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

地方公務員法第二十八条第四項の規定により、職員は、同法第十六条に規定する職務事項に該当するに至ったときは、条例の特別の規定がある場合を除いて、法律上当然にその職を失ふことになるが最近における交通事情の変化に伴い、自動車の運転手等が多くなつたと思われ、これ等から、失職に対する例外措置を条例で定め、地

#### 議案第三十一号

### 町税賦課徴収条例の一部改正

地方税負担の現状にかんがみ、個人の町民税等の負担の軽減の合理化を行なう等、地方税法の一部改正に伴い、また、国民健康保険税の税率及び低所得者に係る保険税の減額をする額の改正をするため町条例の一部改正である。主な内容は次のとおり。

- ①個人町民税
  - ▼所得控除を次のとおり改正される
  - ▼扶養控除額を
  - ▼配偶者控除額を
  - ▼現行十五万円から十六万円に
  - ▼現行十四万円から十五万円に

#### ③扶養控除額を

現行十五万円から十二万円に

#### ④寡独者控除額

現行十五万円から十四万円に

#### ⑤特別障害者控除額

現行十二万円から十四万円に

#### ⑥配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除額を

現行十二万円から十四万円にそれ引き上げるもの。

#### ▼町民税の所得控除について

税率の適用区分を次のように改正するものである。

#### 税率二%の適用区分を

現行十五万円以上の金額を三十万円以下に金額に

#### 税率三%の適用区分を

現行十五万円をこえる金額を三十万円をこえる金額に

#### 税率四%の適用区分を

現行四十万円をこえる金額を五十万円をこえる金額に

#### 税率五%の適用区分を

現行七十万円をこえる金額を八十万円をこえる金額に

#### 税率六%の適用区分を

現行百万円をこえる金額を百十万円をこえる金額に

- ②また、個人が所有する非住宅用の固定資産税の額については、昭和四十八年度にあつては現行の負担調整措置による税額と昭和四十九年度にあつては、その価格と現行制度による昭和四十八年度の課税標準となるべき額の二分の一の額をその価格から控除して得られた額によって算定した税額とする。
- ③さらに、現行の負担調整措置を継続する場合において、その価格に対する課税標準となるべき額の割合が昭和四十八年度にあつては、百分の十五未満、昭和四十九年度にあつては百分の三十未満である宅地等については、当該各年度における課税標準となるべき額を、それぞれその価格の百分の十五の額及び百分の三十の額とする。
- ④免税点については、土地にあつては現行八万円を十五万円に、

#### ⑤固定資産税

宅地等に係る固定資産税については、住宅用地に対する軽減措置を講ずるとともに、税負担の激変を緩和するための調整措置を講じつつ評価額に基づいて課税することとして、次の措置を講ずる。

#### ▼住宅地については、課税標準を

その価格の二分の一の額にする

#### とともに、昭和四十八年度及び昭和四十九年度に限り、現行の負担調整措置を継続すること。

#### ▼非住宅用地(住宅用地以外の宅地等をいう。)については、昭和四十八年度及び昭和四十九年度に限り、次の措置を講ずる。

#### ①法人が保有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和四十八年度にあつては、その価格と現行制度による昭和四十八年度の課税標準となるべき額との差額の三分の二の額を、昭和四十九年度にあつては当該差額の三分の二の額を、その価格から控除して得られた額によって算出した税額とするもの。

#### ②また、個人が所有する非住宅用地の固定資産税の額については、昭和四十八年度にあつては、その価格と現行制度による昭和四十八年度の課税標準となるべき額の二分の一の額をその価格から控除して得られた額によって算定した税額とする。

#### ③さらに、現行の負担調整措置を継続する場合において、その価格に対する課税標準となるべき額の割合が昭和四十八年度にあつては、百分の十五未満、昭和四十九年度にあつては百分の三十未満である宅地等については、当該各年度における課税標準となるべき額を、それぞれその価格の百分の十五の額及び百分の三十の額とする。

#### ④免税点については、土地にあつては現行八万円を十五万円に、

#### ⑤電気力ス税の関係

税率を現行七%を六%に引き下げるもの。

#### ▼免税点については、電気にあつては現行八百円を千円に、ガスにあつては現行千六百円を二千円に引き上げる。

#### ⑥国民健康保険税の関係

医療給付の自然増に伴う税負担の現状を考慮し、かつ国保財政の実状を勘案しつゝ、本年度国保税調定見込額は、六千六百三十六万八千円におさなながら、次のとおり各割合ごとに税率を改正する。

#### ①所得割額

百分の二、七、七を百分の二、九、九に

#### ②資産割額

百分の二、七、三七を百分の二、七、三七に

#### ③均等割額

二千三百五十七円を二千五百三十九円に

#### ④平等割額

四千五百三十九円を四千三百九十八円に

#### ⑤低所得者に係る国保税の減額する額を次のとおり改正する。

▼所得金額十六万円以下の世帯に対しては、世帯平等割及び被保険者均等割額を十分の六に減額するもので、これを金額に表わすと減額する額は

▼所得金額十六万円以上二十万円以下の世帯に対しては、世帯平等割額を十分の六に減額するもので、これを金額に表わすと減額する額は

▼所得金額二十万円以上三十万円以下の世帯に対しては、世帯平等割額を十分の六に減額するもので、これを金額に表わすと減額する額は

▼所得金額三十万円以上の世帯に対しては、世帯平等割額を十分の六に減額するもので、これを金額に表わすと減額する額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

▼所得金額十六万円以上の世帯で被保険者一人につき十万円に十六万円を加算した金額をこえる一億世帯に対しては、十分の四に減額するもので、その額は

均等割額は現行八百八十六円を九百四十二円とする

▼この減税措置による減税額、約四百九十六万五千円は、全額、特別調整交付金で補てんする。

#### ・議案第三十二号について

(町営住宅設置条例の一部改正)

老朽の度合いが甚だしく、昭和四十一年以降は特定の入居者を募集するに至らず、解体を予定していたものであるが、都市計画道路中尖橋改良工事による住宅移転者に対して、その代替地として同地を利用することに伴い、町営住宅を廃止するもの。

#### ・議案第三十三号について

(町営住宅使用条例の一部改正)

(町道路線の廃止について)

・議案第三十五号について

(町営土地改良事業の施行について)

本案は、大川谷地中地区の農道を土地改良法に基づいて町営土地改良事業として整備するため、同法第九十六条の二の規定により議会の議決を求めたもの。

本町では、農村部の環境整備を進める一環として昭和四五〜六年度から引き続き農道整備事業を実施してきていたが、本年度は、本年事業として採択された大川谷地中地区の農道について事業を行なう事業の概要。同地区の農道を舗装整備するもので、延長九一六米、巾員五米で、総事業費は九、六五〇千円。

国が三分の一、二一六千円、町が六分の一、六〇八千円、町が残額、四、八二六千円の負担割合となつておる。

#### ・議案第三十六号について

(専決処分承認を求める議案)

# 固定資産税に関する

## 宅地使用状況の申告について

この度の地方税法の改正により宅地に関する課税方法が変更されました。これについては前にも(六月一日号)お知らせしたとおり、住宅用地と非住宅用地に区分されて課税されますが、その区分については納税者個人の申告によることとされており、

無料人権相談所を開設いたします

—ご利用下さい—

後日、申告用紙を宅地所有者全員に配付いたしますので必ず申告するようご協力願います。

なお、この申告は昭和四十八年は全員について申告してもらい、昭和四十九年以降は、毎年一月一日現在宅地に異動のあった人のみ申告することとなります。

## 新しく家をたてられる方へ

～主として市街地周辺～

このごろ市街地の周辺に無秩序に宅地を造成し、家を新築している方もありますが、後になつて道路や、水道、下水路等の、不備に気づいていろいろ町へ道路をなおしていただく、水道を引いてください、或は下水路を造つてくださいます。また大変困難な計画に合わなかったりして、例えば水道工事等を申込まれても出かねることがあります。

そこで新築される方々は  
一、建築の場合は建設課へ  
二、宅地の造成の場合は企画管理室  
三、水道のことは水道課へ、前もってご相談してください。  
電話でも結構です。  
電話：〇一八七六一二〇〇  
番です。

相談担当者  
人権擁護委員・法務局職員  
主 催 秋田人権擁護委員協議会  
秋田地方事務局

### 五年年金の再開

高令者に最後のチャンス  
(明治39年4月2日～明治44年4月1日まで)に生まれた方)

国民年金制度ができた昭和三十六年当時、五十才をこえ五十五才未満であった人(明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人)は、本人の希望により十年年金に加入できましたが、その時に加入しなかった人のために昭和四十五年に五年間だけ保険料を納めれば老令年金が受けられる「五年年金」の制度が設けられました。

しかし、この有利な年金にも加入しなかった人がいたため、年金額が大幅に引き上げられることし再度この「五年年金」に加入する道が開かれることになり、申し出の受付が今月から始まります。

この年代の人々にとっては最後のチャンスですので、未加入の方は必ず加入しましょう。

加入できる方  
明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた方。  
ただし、他の年金に加入してたり、他の年金制度から老令(退職)年金などを受けられる人を除く。

・保険料 一カ月 九〇〇円  
・納付期間の特例  
原則として申出者は昭和四十五年六月分からさかのぼって保険料を納めることになるので、あと二年(昭和五十年分まで)で満期となる。  
支給開始昭和五十年七月分から支給(ただし六十五才以上)

・年金額 年額 九六、〇〇〇円  
(月 八、〇〇〇円)

・受付期間  
昭和四十九年三月三十一日まで年金保で受付。

### 無事故競争はじまる

七月一日から

その一杯  
ことわる勇氣  
事故を断つ

秋田県では、飲酒運転による悲惨な交通事故が、いぜんとしてあとを絶たないで、家庭や地域の幸せを守るために、次の内容で第二回無事故競争を実施することになった。

この競争にはすべての町民が参加し無事故で明るい町づくりの一環とした。

① 推進機関団体 五城目町教育委員会・同校長会・同町内会長会  
同交通指導隊・同公民館・同社  
教団会・同連転協会・同安全運転管理者推進協議会

② 参加対象 全 町 民

③ 競争の対象事項  
(1) 酒酔い運転による交通事故(人身、物損)  
(2) 酒酔い(酒気おび)交通違反  
(3) 酒酔い自転車運転が誘発の事故  
(4) 酒酔い歩行が原因の事故  
(5) 酒酔い運転のほう助

④ 重点実施事項  
(1) 飲酒運転追放町民総ぐるみ運動の徹底  
(2) 取締り強化による飲酒運転の追放

◆ 家庭・部落・町内会・職場・酒類提供者  
飲酒運転の追放

△ 家庭▽  
1 来客などが車を運転してきたときはわずかな量でも絶対に酒を飲まないことを家族全員で再確認する。  
2 家族が酒席に行くときや飲酒後の外出には運転させない。

△ 部落・町内会▽  
・講習会、座談会等の各種会合などを積極的に関係し「飲酒運転追放町民総ぐるみ運動」の呼びかけをし、その浸透につとめる

△ 職場▽  
1 飲酒運転を絶対しないよう申し

⑤ 酒類提供者▽  
1 車を運転して帰る客には酒を提供しない。  
2 飲酒した客が車を運転しようとするときはこれをやめさせ「ハイヤー」等を世話する。

◆ 交通安全推進員  
地域における飲酒運転の追放  
・町内、部落の交通安全実践活動の推進をはかることに、各種会合を通して「飲酒運転追放」を呼びかける。

七月七日(雨天の場合は十日までの間に)

## ほたるまつり

午後七時～九時頃

会場 田町広ヶ野橋附近

① ほたる 観賞会  
② のだて(茶会)  
③ 野外映写会  
④ まゆずみ俳句会  
⑤ 夜 店



# 暮らしの案内

## 保健衛生七月の業務案内

保健衛生課七月の業務について  
左記の通りおしらせしますので、  
よろしく参加とご協力をお願いします。  
ます。

- 五日 後一時 四ツ屋伊藤キヨ宅
- 六日 馬場目児童館
- 九日 杉沢野木場
- 一日 後一時 富津内児童館
- 二日 後一時 役場応援
- 三日 環境美化プロジェクト例会
- 四日 後一時 婦人病棟診
- 五日 後一時 婦人病棟診
- 六日 婦人病棟診
- 七日 落合部落公民館
- 八日 湯ノ又部落公民館
- 九日 浅見内部落公民館
- 十日 五城目町公民館
- 十一日 五城目保健所
- 十二日 五城目保健所
- 十三日 浦積町部落公民館
- 十四日 湯ノ又部落公民館
- 十五日 後一時 役場応援
- 十六日 前一時 五城目保健所
- 十七日 前一時 五城目保健所
- 十八日 前一時 五城目保健所
- 十九日 前一時 野田部落公民館
- 二十日 後一時 五城目町公民館
- 二十一日 前一時 五城目保健所
- 二十二日 前一時 五城目保健所
- 二十三日 前一時 五城目保健所
- 二十四日 湯ノ又部落公民館
- 二十五日 後一時 役場応援

### < 明正選挙推進 >

## ③ 選挙のちしき



一、署名運動の禁止  
選挙に関し投票を得る目的、得しめる目的又は得しめぬ目的をもつて選挙人に対し、署名を求めたりすることは一切できないことになっております。

選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合は選挙運動に関し得てであり禁止されません。  
又提供の禁止の対象となる飲食物とは何等加工しないもの、そのほか飲食に供しうるものをいい、酒やビール菓子、果物等が特に湯茶およびこれに伴い通常用いられている程度の菓子と選挙事務所において選挙運動員や労働者に対しての弁当(法に定められた数のみで、だれにも提供される事は出来ない)は除外されております。  
言いかえれば選挙事務において運動員に食事するた

### めようじこ報

二、飲食物提供の禁止  
選挙運動に関し、飲食物を提供するとは、それがどんな名義のものであっても原則として禁止されております。  
ここでいう選挙運動とは、「選挙に際し選挙に関する事を心に持つて」という意味であり、投票を依頼する目的の有無は関係ありません。たとえば候補者が選挙運動員や労働者に対し慰労のために飲食物を提供する場合は、第三者が選

選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合は選挙運動に関し得てであり禁止されません。  
又提供の禁止の対象となる飲食物とは何等加工しないもの、そのほか飲食に供しうるものをいい、酒やビール菓子、果物等が特に湯茶およびこれに伴い通常用いられている程度の菓子と選挙事務所において選挙運動員や労働者に対しての弁当(法に定められた数のみで、だれにも提供される事は出来ない)は除外されております。  
言いかえれば選挙事務において運動員に食事するた



人情に負けず  
「しあわせは  
明るく正しい選挙から」  
相続税がかります  
遺産を相続したときは  
相続税がかかります  
相続(遺言による贈与)  
によって財産をもらった場合、遺産総額が基礎控除額(六百万円)と二百万円に相続人数に掛けた金額との合計額より多いときは、死亡の日翌日から六月以内に相続税の申告が必要である。ただし、死亡した人の配偶者が受け取る遺産については、遺産総額が婚姻期間二十年以上の場合には、三千万円まで十年から二十年までの場合は、その年数に応じ一千万円から三千万円までは相続税がかかりません。



古川町 柳原由美子

## 旅は人生のオアシス

旅は、現実からの逃避である  
たとえどんな旅であろうとも、その要素は多分に含まれているのではないのだろうか。  
私の場合、旅先では新聞も読まなければテレビも見ない、やもすれば日にちの感覚さえ失われなくなる。頭の中も心の中もからっぽの状態である。その中で、体制やモラルから解放されて自由になる。その空間的存在の中に、私の夢が存在する。壮大な海をながめる時、高い青空を見つめる時、私の夢は広がる。  
いろんな生き方の人間と知り合いたいことを聞き、だれに束縛されることがなく、自由な心でそれによって、今まで知らなかった世界をのぞいてみることもできる。現実の自分とはちがった自分を、みいだすこともできる。自分の視野を拡大し、多量なりともおろかな心になれそうなるが、  
しかし私にとって、旅が永遠に続くことはない。帰る現実がつづけてゆきたい。

私は、旅先で、ひとりであることを喜び、自由であることを楽しむ、しかし、完全にはひとりでないことを知っている。  
自分をだれよりも心配し、いつくしんでくれる両親が、現実の世界でまわっていることを知っている。だからこそ、旅先でひとり楽しんでいられるのである。  
旅は、私にいろんなことを与えてくれる。多くの友達、たくさんの思い出や経験、でもそれは、現実にはひきもどそうとは思わない。なぜならば、現実の中で、それらは、決つて原形をとどめることはないからである。それと同時に、私が、それに託した夢や希望が変形し、崩れてしまっている。だから私にとっては、旅は、現実から、切りはなされた空間として、現実の上には存在している。あくまでも、私に生きていくための潤滑油であり、人生のオアシスである。できるものならば、生涯、そんな旅をつづけてゆきたい。